

(メール送付)  
元障第 834 号  
令和元年 11 月 11 日

指定就労移行支援事業所等  
設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部  
生きがい推進局障がい福祉課長  
〔 公 印 省 略 〕

### 就労移行支援事業の適正な実施について

平素から、障がい福祉施策の推進に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
厚生労働省より、就労移行支援事業の適正な実施のため、就労移行支援の利用者の就職状況の把握、一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用及び就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について、別添の厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（令和元年 11 月 5 日付け障障発 1105 第 1 号）のとおりのお取り扱いとする旨の通知がありました。

つきましては、事業実施にあたり、別添のお取り扱いを行っていただきますようお願いいたします。

#### (取扱いの内容)

##### 1. 就労移行支援の利用者の就職状況の把握について

- 利用者が就職した場合は、支給決定市町村に適時に報告すること。
- 利用開始時に利用申込者に対し、一般就労へ移行（就職）した場合は就労移行支援事業所からの退所事由となる旨を説明すること。

##### 2. 一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について

- 利用者が一般就労へ移行した後は、通常、就労移行支援を利用して就労移行支援サービス費を算定することはできない。  
ただし、例外的に、市町村が利用者の就職を把握したうえで、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、改めて支給決定を行った場合に限り、就職後も新たに就労移行支援の利用を可能とする。

##### 3. 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

- 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書により、基本報酬の算定区分を届け出る際、前年度における就職後 6 月以上定着者の状況を確認するため、就労移行支援を利用後に一般就労し、雇用が継続していることを確認できる書類を添付すること。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課障がい支援係 菊地  
TEL 089-912-2424  
FAX 089-931-8187